

函館市営住宅緊急連絡先取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市営住宅での火事や漏水事故、安否確認等の際に入居者と連絡が取れない場合、あらかじめ緊急時の連絡先を把握し、適切かつ迅速な対応を行うために必要な事項を定めるものとする。

(緊急時連絡先の届出)

第2条 入居決定者は、函館市営住宅条例（平成9年条例第29号）第11条第1項第1号の規定により、緊急時の連絡先を市長に届出しなければならない。

(緊急連絡票)

第3条 前条に規定する緊急時の連絡先の届出は、市営住宅入居者名簿（別記様式）により行うものとする。

(緊急時の連絡先の把握)

第4条 市長は、入居者の緊急時の連絡先に変更があったときまたは入居者が函館市営住宅条例施行規則第22条第1項に規定する収入申告書を提出するとき、入居者から前条に規定する市営住宅入居者名簿を提出させ、緊急連絡先の把握に努めるものとする。

(その他)

第5条 その他必要な事項は、市と指定管理者が協議し、定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。